

一般廃棄物処理業許可申請書類一覧

年 月 日受付 事業者名

許可申請に必要なとなる書類及び図面の種類 等		必要書類	チェック欄	コメント欄	
許可申請書	1 一般廃棄物処理業許可申請書	○			
	2 事業の用に供する設備及び機材の保有状況表	○			
	3 事業の用に供する施設処理方式及び処理能力(1/2) (車両)	○			
	4 事業の用に供する施設処理方式及び処理能力(2/2) (運搬容器・駐車場・積替施設)	○			
添付書類	1 <b>【事業計画書】</b> 事業計画の概要を記載した書類	○			
	2 事業の開始に要する資金の調達方法を記載した書類	△			
	3	事業の用に供する施設の構造を明らかにする図面及び付近の見取り図 (その1) <b>【事務所・設備】</b>	△		
		事業の用に供する施設の構造を明らかにする図面及び付近の見取り図 (その2) <b>【運搬車両】</b>	○		
		事業の用に供する施設の構造を明らかにする図面及び付近の見取り図 (その3) <b>【運搬容器】</b>	△		
		事業の用に供する施設の構造を明らかにする図面及び付近の見取り図 (その4) <b>【駐車場・積替え施設・保管施設】</b>	△		
	4 申請者の住民票の写し	△			
	5 履歴書	△			
	6 <b>【誓約書】</b> 申請者が法第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しない旨を記載した書類	○			
	7	確定申告書の写し、収支計算書等の書類（直前年分）	○		
納税証明書		「所得税」の納付すべき額及び納付済額を証する書類（直前年分）	○		
		「都道府県民税」の納付すべき額及び納付済額を証する書類（直前年分）	○		
	「市町村民税」の納付すべき額及び納付済額を証する書類（直前年分）	○			
8 従業員名簿	○				
9	その他市長が必要と認める書類	既に一般廃棄物処理業又は産業廃棄物処理業の許可を受けている場合、これらの許可証の写し（盛岡市以外の許可証を含む）	○		
		盛岡市域（旧都南村の区域を除く。）において一般廃棄物処理業を行うための主たる事業所の代表者の履歴書（ただし、申請者本人が主たる事業所の代表者と同じ場合を除く。）	○		
申請手数料	7,500円（現金またはキャッシュレス決済）	○			

(注) 添付書類のうち2から5までについては、前回の申請内容と変更がない場合に限り、添付を省略することができます。(表中の△)